

平成十三年経済産業省令第五十二号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令に規定する特定容器包装を定める省令を次のように定める。
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令を次のように定める。資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令を次のように定める。

一 特定容器包装（商品の容器であるものに限る。）のうち主として紙製のものであつて、次に掲げるもの

イ 箱及びケース
ロ カップ形の容器及びコップ

皿

袋

イ

から二までに掲げるものに準ずる構造、形状を有する容器
へ容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
ト容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器

二 特定容器包装（商品の容器であるものに限る。）のうち主としてプラスチック製のものであつて、次に掲げるもの

箱及びケース

瓶

タ

ル

ニ

ト

チ

ユ

ー

ク

ボ

ミ

ヘ

ト

チ

リ

ヌ

イ

カ

ル

附

則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。